

## 【アメリカ】「真の脅迫」に関する連邦最高裁 Counterman 事件判決

本件上诉人である Counterman は、地元ミュージシャン C.W.に何百通ものフェイスブック・メッセージを送り、ブロックされるたびに新しいアカウントを作成して連絡を再開した。メッセージの中には C.W.に対する危害を示唆するものなどが含まれていた。Counterman はコロラド州で刑事訴追され、州裁判所は、合理的な人であれば脅迫であると考え得るであろうという客観的基準を用いて、同人のメッセージは合衆国憲法修正第 1 条（表現の自由）の保護を受けない「真の脅迫（true threat）」であると判断し、同人は有罪（州法のストーカー罪）となった。

2023 年 6 月 27 日、連邦最高裁は、「真の脅迫」に係る事件においては、客観的基準を満たすのみでは足りず、被告人の主観的要件についての立証が要求されるとの判断を示した（Counterman v. Colorado, 143 S. Ct. 2106）。判決は、不法な暴力行為を犯す意図を伝達する真剣な（serious）表現であるところの「真の脅迫」は、修正第 1 条の下で判例により表現内容規制が認められてきた数少ない分野の 1 つであるが、こうした言論を禁止することにより禁止対象外の言論の萎縮可能性があることを指摘し、これを防止するため、名誉毀損など修正第 1 条の保護を受けないその他の言論の場合と同様に、主観的要件を課すことが適当であるとした。その上で、この主観的要件は、無謀性（recklessness. 未必の故意、認識ある過失）、すなわち、「その行為が他者に危害を及ぼすという相当な [かつ正当性のない] リスクを意識的に無視」したことで足りるとした。そして、州控訴裁判所（州最高裁は上訴棄却）の判決を取り消し、審理を差し戻した。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

・ [https://www.supremecourt.gov/opinions/22pdf/22-138\\_43j7.pdf](https://www.supremecourt.gov/opinions/22pdf/22-138_43j7.pdf)

## 【アメリカ】有害コンテンツサイトを規制する州法の制定

青少年保護のため有害コンテンツ（ポルノ等）サイトに利用者の年齢確認を義務付ける法律（ch. 262）が、2023 年 3 月 14 日、ユタ州で制定された（同 5 月 3 日施行）。主な内容は次のとおりである。①未成年者（18 歳未満）に有害なコンテンツが相当量を占める（3 分の 1 を超える）ウェブサイトから、当該コンテンツをインターネット上で公開・頒布する営利事業体は、視聴しようとする者の年齢が 18 歳以上であることを確認しなければならない。②当該事業体は、視聴許可後に個人識別情報を保持してはならない。③①・②に違反した事業体は、個人に生じた損害について賠償責任を負う（私的訴権の規定）。④本法を報道機関の権利に影響するものと解してはならない。⑤インターネット・サービス・プロバイダー等は、該当コンテンツ作成に責任のない限り、アクセス又は接続を提供したことにより本法に違反しない。同法を受けて、表現の自由関連団体等が州司法長官等を相手取り連邦地裁に提起した訴訟について、2023 年 8 月 1 日、同地裁は、同法が私的訴権のみを規定し、同長官等に執行権限を与えていないと指摘し、訴えを却下した。大手ポルノサイトは、ユタ州でのポルノ配信を停止している。

なお、2022 年のレイジアナ州に続き、2023 年にはユタ州のほか、アーカンソー州、モンタナ州、ミシシッピ州、バージニア州、テキサス州でも類似の法律が制定されている。テキサス州法（州司法長官の訴権を規定）について提起された訴訟においては、同法施行予定日前日の 2023 年 8 月 31 日、別の連邦地裁が差止めを認めた。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

・ <https://le.utah.gov/~2023/bills/sbillenr/SB0287.pdf>

・ <https://cases.justia.com/federal/district-courts/utah/utdce/2:2023cv00287/139489/37/0.pdf?ts=1690969183>

・ <https://cases.justia.com/federal/district-courts/texas/txdce/1:2023cv00917/1172751222/36/0.pdf>

### 【アメリカ】同性カップルへのウェブサービス拒否と言論の自由に関する連邦最高裁判決

コロラド州のウェブデザイナーであるスミス（Lorie Smith. 303 Creative LLC（会社）の経営者）氏は、結婚は男性1人と女性1人との間で行われるべきとの宗教的信条に基づき、結婚する2人の出会いや将来設計をまとめたウェブサイトを作成する事業部門の立ち上げを予定していた。同氏は、コロラド州差別禁止法（同州の「公共施設法（public accommodations law）」に当たる。「公共施設法」とは、企業等が一般公衆に商品、サービス等を提供する際に、人種、信条、障害、性的指向等を理由とする差別を禁止する法律をいい、多くの州に存在する。）が、同氏にその同意しない内容を表現するウェブサイトの作成を強制するもので、合衆国憲法第1修正（以下「第1修正」）違反として、同州に対して同法の適用の差止めを求めて訴訟を提起した。

2023年6月30日、連邦最高裁判所は次のように述べ、同氏に対する、同州が適当と思料する言論の強制を第1修正に違反するとし、原審とは逆に州を敗訴させた（303 Creative LLC v. Elenis, 143 S. Ct. 2298.）。①同氏が作成する予定のウェブサイトは「純粋な言論（pure speech）」に当たり、第1修正により保護される、②同氏は、同州差別禁止法により、そのために従い自らの信条に違反するウェブサイトを作成するか、又は同法に違反することにより、改善訓練への参加強制、罰金の支払等の制裁を受忍するかのいずれかを迫られるが、これは自由な言論のために第1修正が保護する権利に対する許容できない侵害である、③公共施設法は、アメリカにおいて重要な役割を担っており、州政府は公共施設における差別を減ずるやむにやまれぬ利益を有するが、これが第1修正に違反する場合には、先例に従い後者が優先する。

海外立法情報課・中川 かおり

・ [https://www.supremecourt.gov/opinions/22pdf/21-476\\_c185.pdf](https://www.supremecourt.gov/opinions/22pdf/21-476_c185.pdf)

### 【アメリカ】行政手続法に基づく略式規則制定手続の改正

行政手続法（Administrative Procedure Act: APA）は、連邦議会の制定する法律に基づき連邦行政機関が制定する連邦規則及び他の政策の制定手続を定める。連邦規則は一般的に法的拘束力を有するために、その制定手続においては、連邦規則案の（公衆への）告知（a notice of proposed rulemaking: NPRM）、（公衆からの）意見陳述の募集等が課せられている。連邦規則の制定手続は次の4つに分類され、①を除き行政手続法第553条（5 U.S.C. § 553）の規定が適用される。①同条 a 項が同条の規定の適用除外とする軍事、連邦行政機関の内部事項等に関する規則制定手続、②同条に基づく規則案の告知（同条 b 項）と意見陳述（同条 c 項）を要件とする略式規則制定（informal rulemaking）手続、③行政機関が聴聞等に基づき規則を制定する正式規則制定手続（同条 c 項第3文、第556条、第557条）、④②の手続に対し判例により審議会への諮問等の手続が付加された、②と③の手続の折衷的な混合規則制定手続（American Airlines, Inc. v. CAB, 359 F.2d 624.等の判例法）。このうち、連邦行政機関により最も多用されているのが、②の略式規則制定手続である。2023年7月25日制定の連邦法（Providing Accountability Through Transparency Act of 2023, P.L.118-9.）は、②の略式規則制定手続による連邦規則案の告知に含めべき事項に、連邦規則案に関する、簡明な文言による、100語以下の要約を掲載したインターネット・アドレスを加え、このリンク先を2002年電子政府法第206条 d 項の規定に基づくインターネット・ウェブサイト（regulations.gov）とした（行政手続法第553条 b 項に(4)号を追加）。この法律は、同日に施行された。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.congress.gov/118/plaws/publ9/PLAW-118publ9.pdf>  
 ・ 宇賀克也『アメリカ行政法：第2版』弘文堂、2000、pp.65-88.

### 【イギリス】イギリス社会資本〔投資〕銀行法の制定

2023年3月23日、2023年イギリス社会資本〔投資〕銀行法（UK Infrastructure Bank Act 2023 c.10.）（以下「2023年法」）が制定された。同法は、全11か条から成り、制定から2か月後（同年5月23日）に施行された。イギリス社会資本〔投資〕銀行は、政府の社会資本投資計画の重要な一翼を担うもので、政府所有の銀行として2021年6月に設立された。政府によれば、2023年法は、改めて法律レベルで、同行の運営上の独立性と目的を示し、明確な説明責任体制を定めるものである。2023年法第2条は、同行の目的を、①2008年気候変動法（Climate Change Act 2008 c.27.）第1条に規定する2050年目標の達成に向けた取組の支援を含む、気候変動対策への支援、②地方経済の成長支援と規定する。なお、2050年目標とは、2050年までに温室効果ガスの排出量を1990年比で少なくとも100%削減するというものである。また、2023年法第7条は、イギリス社会資本〔投資〕銀行が、その定款において役員員の任命方法や在任期間等の事項を定めなければならないとしている。このほか、財務大臣は、イギリス社会資本〔投資〕銀行の目的の達成状況、並びに気候変動及び地方経済の成長に同行の与える影響の審査を行う者を任命しなければならない（2023年法第9条。以下同じ）。任命の対象となる者は、財務省及びイギリス社会資本〔投資〕銀行のいずれからも独立した者であることが求められる。任命された者は、審査報告書を作成し、財務省に提出する義務を負う。財務省は、受領した審査報告書を公表するとともに、その写しを議会に提出しなければならない。

海外立法情報課・芦田 淳

- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/10/contents>
- <https://www.gov.uk/government/news/uk-infrastructure-bank-bill-becomes-law>

### 【フランス】管理職公務員の男女平等を推進するための法律

フランスでは、公務員（国家公務員、地方公務員、病院公務員の3種類）の管理職にクオータ制を導入しており、2018年以降、所定の管理職に新規に任命される者の中での男女の割合をいずれも40%以上にすることを目標としていた。これについて、2023年7月19日、管理職公務員の男女平等をさらに推進するため、「公務員における要職への女性のアクセスを強化するための法律第2023-623号」（全10か条）が制定された（一部を除き同月21日施行）。主な内容は次のとおりである。

第2条は、2026年1月1日以降、上記の目標を50%に引き上げる（公務員一般法典L第132-5条の改正）。2020-2022年における男女いずれかの割合が40%未満の組織については、同日までに現状の割合から3ポイント増加させ、その後、50%に達するまで3年ごとに3ポイントずつ増加させなければならない。第7条は、2027年1月1日以降、クオータ制の対象となる所定の管理職における男女の割合の下限を40%とすることを定め、年度末の時点で男女いずれかの割合が40%未満である場合には3年以内にこれを達成することを義務付ける（同法典L第132-9-1条の新設）。2020-2022年における男女いずれかの割合が37%未満の組織については、同日までに現状の割合から3ポイント増加させ、その後、40%に達するまで3年ごとに3ポイントずつ増加させなければならない。また、第9条は、クオータ制の対象組織のうち職員50人以上を擁するものに、職員の報酬の男女間の格差及びその是正のための活動の公開を義務付ける（同法典L第132-9-3条の新設）。同条は、国家公務員について2023年12月31日までに、その他の公務員について2024年9月30日までに施行される。

海外立法情報課・奈良 詩織

- <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000047862217>

### 【フランス】住宅の不法占拠対策を強化する法律

フランスでは、空き家や住人不在の住宅に第三者が侵入し、所有者の許可なく占拠する「不法占拠 (squat)」について、処罰の対象に住宅以外が含まれないことや、不法占拠者にも、居住の実態をもって住宅の占有が認められる余地があること等が問題視されていた。また、賃貸借契約において、家賃の不払や契約の終了にもかかわらず賃借人が退去拒否することに対する処罰は規定されていなかった。2023年7月27日、この状況に対処するために、不法占拠に対する処罰及び住宅所有者の権利の保護を強化する「不法占拠から住宅を保護する法律第2023-668号」(全3節13か条)が制定された(同月29日施行)。主な内容は次のとおりである。

第1条は、①店舗用や職業用等のあらゆる建物への侵入及び当該建物での不法な滞在(maintien)についても、それぞれ拘禁刑2年及び罰金30,000ユーロ(1ユーロは約158円)を科すことを定める(刑法典第315-1条の新設)。また、②裁判で強制退去を命じられた後で、部屋にとどまる行為に拘禁刑2年及び罰金7,500ユーロを科す(同法典第315-2条の新設)。②は、不法占拠者のみならず、賃借人にも適用され得る。第2条は、裁判官が、強制退去を命じられた不法占拠者に退去までの猶予を与えることができるという制度について、暴力行為等により部屋又は建物に侵入し、不法に占拠した場合にはこれを適用しないとする(民事執行法典L第412-3条の改正)。第3条・第6条は、住宅への侵入及び当該住宅での不法な滞在のそれぞれに科す刑罰を、拘禁刑1年及び罰金15,000ユーロから拘禁刑3年及び罰金45,000ユーロに引き上げ、また不法占拠者に住宅の占有の権利を認める余地をなくすために「住宅(domicile)」の定義を新たに定めた(刑法典第226-4条の改正)。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000047897040>

### 【ドイツ】欧州議会選挙に阻止条項を設けるEU決定に同意する法律

2023年6月15日、ドイツ連邦議会は、欧州議会選挙に阻止条項(比例代表選挙において、一定の得票率に達しなかった政党に議席を配分しない制度)を設けるEU決定(Council Decision (EU, Euratom) 2018/994)に同意する法律案を可決し、同年7月7日、連邦参議院も同法律案に同意した。現在のところ(本稿執筆時点の同年10月上旬)、シュタインマイヤー(Frank-Walter Steinmeier)大統領は、法律に署名していない。このEU決定は、35を超える議席を包含する選挙区に関し、2%~5%の阻止条項を設けることを義務付けている。

連邦憲法裁判所は、2011年及び2014年に、阻止条項は議会における安定的な多数派の形成が必要な場合に正当化されるが、現状の欧州議会の場合には、政党の機会均等を損ねてまで、安定的な多数派を形成する必要性が認められないとして、欧州議会選挙に関し阻止条項を設けた国内法(2011年は5%、2014年は3%)に対し違憲判決を下した。

2023年7月、「政党(Die PARTEI)」と称する政党(現在、「政党」は、欧州議会に2議席を有している。)が、EUには阻止条項を設定する権限はなく、そのような決定の「正当な根拠」もないと主張し、機関争訟の訴えを連邦憲法裁判所に提起した。機関争訟とは、連邦の最高機関等の権利・義務の範囲に関する訴訟であり、この類型の訴訟については、政党にも提訴権が認められている。シュタインマイヤー大統領は、その裁判の結果を見た上で、法律に署名する予定であると報じられている。

海外立法情報課・山岡 規雄

・ <https://www.bundesrat.de/DE/plenum/bundesrat-kompakt/23/1035/11.html;jsessionid=89A60CD84EC15524963B35D68B93426A.live241?nn=4352768#top-11>

・ <https://www.lto.de/recht/nachrichten/n/die-partei-europawahl-schwelle-prozenthuerde-europa-bverfg-organstreitverfahren/>

### 【ドイツ】代替自由刑の刑期短縮

ドイツにおいては、罰金刑が言い渡されたにもかかわらず、罰金を納付できない者又は納付しようとししない者には、代替自由刑 (Ersatzfreiheitsstrafe) が科される。2023年6月22日、連邦議会は、この代替自由刑の刑期を半減する法律を可決した。当初、この半減に関する規定の施行日は、同年10月1日と規定されていたが、連邦参議院での審議 (同法は、連邦参議院の同意を必要とする法律ではないが、連邦参議院は両院協議会の招集を要請するか否かを審議する権限を有する。同法については、結論的には招集を要請しなかった。) において、当該規定の施行の準備のために6か月は必要とされるという意見が出されたことを考慮し、同年7月6日、連邦議会は、施行日を2024年2月1日に変更する改正法を可決した (2023年8月18日公布)。

ドイツの罰金刑は、日数で科せられ、1日分の金額は、裁判所が行為者 (処罰の対象者) の個人的事情及び経済状況を考慮して定めるが、原則として行為者の1日分の純所得を基準として定められる (刑法典第40条)。従来は、納付しなかった1日分の罰金刑に対し、1日の代替自由刑が当てられていた。これに対し、1日の労働時間が6～8時間であるにもかかわらず、24時間の拘禁は均衡に欠けるといった問題点や拘禁が行為者の更生の手段として機能していないという問題点が指摘されていた。こうした批判に応え、今回の改正により2日分の罰金刑に1日の代替自由刑を当てることとし (同法典第43条)、代替自由刑に代えて社会貢献のための奉仕活動を行う選択肢があることを行為者に告げることを刑の執行官庁に義務付けることとした (刑事訴訟法典第459e条第2項及び第2a項)。

海外立法情報課・山岡 規雄

- <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2023/203/VO.html>
- <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2023/218/VO.html>

### 【ノルウェー】サーメ人を先住民と位置付ける憲法改正

2023年5月、ノルウェー議会は、サーメ人を先住民と位置付ける憲法改正案を可決した (第108条)。サーメ人 (サーミ人とも言う。) は、ノルウェー、スウェーデン及びフィンランドの北部並びにロシアのコラ半島に居住する民族であり、固有の言語を持ち、トナカイの放牧で知られる。ノルウェー憲法は、従来から、サーメ人の言語・文化・社会生活の維持・発展の条件の整備を国の義務として規定していた (第108条)。今回の改正により、「サーメ民族集団 (samiske folkegruppe)」が「先住民としてのサーメ人 (samiske folk, som urfolk)」という表現に改められた。第108条のその他の部分については改正がなかった。

憲法改正案の提案理由書によると、ノルウェー政府は、先住民等に関する国際労働機関 (ILO) 第169号条約がノルウェーにおけるサーメ人に適用されるという認識の下に、1990年6月に同条約を批准したはずであり、こうした認識を前提とすると、憲法にサーメ人の先住民としての地位を明記するのが適当であるとされている。同様の内容の憲法改正案は、2014年及び2016年に議会に提出されていたが、いずれも憲法改正に必要な多数 (総議員の3分の2) の賛成を得ることができなかった。今回の改正案は、2020年6月に提出され、2021年9月の総選挙を経て (ノルウェー憲法の改正案は提出後に実施される議会の総選挙の後でなければ、可決することができない。) 2023年5月15日に可決された。憲法改正については、原則として、議会における可決と同時に施行されるため、今回の改正も施行は同日である。公布は、同月26日であった。

海外立法情報課・山岡 規雄

- <https://lovdata.no/dokument/LTI/forskrift/2023-05-26-739>
- <https://www.stortinget.no/globalassets/pdf/grunnlovsforslag/2019-2020/dok12-201920-010.pdf>

### 【ポーランド】総選挙と国民投票の同時実施

従来、ポーランド法において、上院又は下院の総選挙と国民投票の同時実施は許容されていたが、選挙と国民投票との間に投票時間や投票方法の相違があったため、実務上、同時実施が不可能となっていた。2023年8月16日、下院は、これらの相違を解消するための国民投票法の改正案を可決し、選挙と国民投票の同時実施を可能とした。

この改正に基づき、2023年10月15日、両議院選挙と同時に国民投票が実施された。国民投票の設問の内容は次のとおりである。①あなたは、経済の戦略的な部門へのコントロールをポーランド人が失うことにつながる国有財産の外国の主体への売却 (wypzedaż) を支持しますか。②あなたは、女性と男性の退職年齢を元の67歳に戻すことを含め、退職年齢の引上げを支持しますか。③あなたは、ベラルーシ共和国とポーランド共和国の国境の障壁の撤去を支持しますか。④あなたは、欧州の官僚機構によって押し付けられた強制的な移住メカニズムに従って中東とアフリカから数千人の不法移民を受け入れることを支持しますか。

投票の結果、いずれの設問とも「いいえ」が90%を超えたが、投票率が50%を超えなかったため、法的拘束力を有する国民投票として成立しなかった（憲法第125条）。なお、①の質問に使用されている「売却」（安い値段で売り払うといったようなニュアンスを持つ。）や④の質問で使用されている「官僚機構」による「強制」や「不法移民」といった語は、否定的な回答を引き出す可能性が高いとし、設問が不適切であるとの指摘もある。

海外立法情報課・山岡 規雄

- ・ <https://dziennikustaw.gov.pl/D2023000162801.pdf>
- ・ <https://referendum.gov.pl/referendum2023/pl/wyniki/pl>

### 【ロシア】無人機対策に関する法律

2023年8月4日、連邦法律第440号「個別のロシア連邦法令の改正に関する連邦法律」が制定された。法案起草者の一人であるヒンシュテイン（Александр Хинштейн）下院情報政策委員会委員長は、ウクライナ侵攻の状況と破壊工作・テロの脅威の増大に鑑み、人々と施設の安全を脅かす無人機について、いち早い対策が必要だと述べた。また同じく法案起草者であるピスカレフ（Василий Пискарев）下院安全保障委員会委員長は、ウクライナ・西側の破壊工作等から国民とインフラストラクチャーを守る必要性を主張した。法律の主な内容は以下のとおり。

民間警備会社の警備員に対して、①「テロ対策法」に基づき連邦政府により警備対象に対して対テロ警備の必要条件が定められていること、②無人航空機、水中無人機等（以下「無人機」）の機能停止が業務上の指示により当該警備員の業務として規定されていること、③当該警備員が警備員としての訓練を受けた公的証明書を所持していることを条件に、当該警備対象の保護のため、無人機の停止権限が付与される（私立探偵・警備活動法第12条）。また、以下に掲げる諸機関について定める法律及び民間防衛法が改正され、矯正施設（連邦刑執行庁）、連邦伝書使庁、連邦保安庁、対外諜報庁、国家保安を管轄する機関（連邦警護庁等）、動員準備・動員を管轄する機関（大統領特殊プログラム総局等）、非常事態省所管の民間防衛のための救援軍事部隊員、国家機関等の警備部門、警察及び国家親衛軍に対して、管轄する施設の保護等のために、物理的な破壊や信号の遮断等により、無人機の機能を停止させる権限が付与される。

また警察には、犯罪の実行状況の記録や警察官の職務遂行の記録等のため、無人機等の利用が認められる（警察法第11条）。

海外立法情報課・鎌倉 遊馬

- ・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202308040025>

## 【ロシア】ウェブサイト運営者及びホスティング事業者への規制強化

2023年7月31日、連邦法律第406号「[情報、情報技術及び情報保護に関する連邦法律][以下「情報法」]及び「通信に関する連邦法律」の改正に関する連邦法律」が制定され、一部を除いて同年8月2日に施行された（[ ]内は、筆者による補記）。法案起草者の一人であるゴレルキン（Антон Горелкин）下院議員は、地政学的状況が深刻化する中、外国の情報サービス等への依存を低減させ、同サービス等の影響による違法な情報の流布から国民と企業の安全を守る必要があること等を改正理由に挙げている。主な改正点は次のとおり。

ロシア国民又は同国法人であるウェブサイト等の運営者は、ロシア国内の利用者に対して、同サイトの情報等へのアクセス提供時に、①携帯電話の加入者番号、②連邦国家情報システム「本人確認・認証統一システム」、③国家情報システム「統一生体認証システム」、④外国籍を持たないロシア国民又はロシア法人（ロシア連邦、連邦構成主体又は外国籍を持たないロシア国民等が50%以上の株式を保有し、議決権を行使することができる法人）が管理する情報システムのうち一つを用いて、利用者の認証を行う義務が課される（情報法第8条を改正）。

また、ホスティング（インターネットに接続されたサーバの貸出）を行う場合は連邦機関に通知し、同機関の保有するホスティング事業者リストへの登録が義務付けられた。同事業者は、連邦機関から通告されたサーバ上の違反行為の除去等が義務として課され、従わない場合は同事業者リストから削除され得る。未登録の事業者がホスティングを行うことは認められない（同法第10-2-1条を追加）。

海外立法情報課・鎌倉 遊馬

・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202307310022>

## 【韓国】農漁業に携わる人材に関する法律の制定

高齢化等による農漁業従事者の減少、さらに、新型コロナウイルス感染症流行に伴って外国人労働者の入国が困難になったことによる人手不足等を背景として、農漁業に携わる人材の支援に関する法案が2022年9月に国会に提出された。同法案は、修正を経て2023年1月に本会議で可決され、同年2月14日、農漁業雇用人材支援特別法（法律第19224号）が制定された。この法律は、本則全24か条、附則（施行日の規定）から成り、2024年2月15日に施行される。

この法律における「農漁業」とは、農作物栽培業、畜産業、林業、漁業、漁獲物運搬業、水産物加工業、水産物流通業、養殖業をいう（第2条；農業・農村及び食品産業基本法第3条、水産業・漁村発展基本法第3条）。農林畜産食品部（部は日本の省に相当）長官及び海洋水産部長官は、農漁業雇用人材（賃金を得て農漁業経営者等に労働を提供する者）の、地域・業種・品目ごとの需給不均衡の解消のため、農漁業雇用人材が適正に配分されるよう、施策を講じなければならない（第8条）。農林畜産食品部長官及び海洋水産部長官は、農漁業雇用人材の育成のための教育訓練、現場研修等の事業を行うことができる（第9条）。政府は、農漁業経営者等が必要とする外国人の農漁業雇用人材を安定的に活用することができるよう、支援しなければならない（第10条）。国及び自治体は、学生、一般人を対象として、農漁業の現場体験活動及び奉仕活動を支援する事業を実施することができる（第11条）。国及び自治体は、農漁業雇用人材の人権保護のための環境整備及び意識改善に努めなければならない（第13条）。また、国、自治体等は、農漁業雇用人材の適正な労働時間の確保及び労働環境の改善に努めなければならない（第14条）。

海外立法情報課・中村 穂佳

・ <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=248135#0000>

**【韓国】 伝統文化産業振興法の制定**

2023年9月14日、伝統文化産業振興法（法律第19705号）が制定、公布された。公布に先立って同年8月24日に国会本会議で可決された同法の法案では、国内外で韓国の伝統文化への関心が高まっている状況等を挙げた上で、伝統文化に関する産業の個別法がなく、「安定的な組織・予算・人材の確保が困難な状況である」ことが提案の背景として述べられていた。この法律は、本則全21か条及び附則（施行日の規定）から成り、2024年9月15日に施行される。

民族の文化的資産として保存等の価値がある伝統芸術（伝統舞踊、伝統音楽等）又は伝統生活様式（衣食住、韓紙等）であって大統領令で定めるものを「伝統文化」、伝統文化の分野で経済的付加価値を創出する有形・無形の財、サービス及びこれらの複合体を「伝統文化商品」とし、伝統文化商品の企画、開発、制作、流通等及びそれらに関連したサービスを行う産業を「伝統文化産業」と定義する（第2条）。さらに、伝統文化商品の品質管理（第10条）、伝統文化産業の創業支援及び伝統文化商品の制作支援（第11条）、伝統文化商品の流通活性化及び伝統文化産業への投資促進（第12条）、伝統文化産業と現代的なデザイン等との融合又は連携に必要な施策の整備（第13条）等を規定する。国及び自治体は、地域に特化した伝統文化商品の生産を業として行い、又は行おうとする者に対し、開発、生産、販売、輸出促進等に関して必要な経費を支援することができる（第17条）。国及び自治体は、伝統文化産業の体験プログラムの開発及び運営等に関連する事業を実施することができる（第18条）。

海外立法情報課・中村 穂佳

・ <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=254833#0000>

・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_K2D3W0X4W2Q0C1F6F1M1T5P8Z5N5D4](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K2D3W0X4W2Q0C1F6F1M1T5P8Z5N5D4)

**【中国】 バリアフリー環境構築法の制定**

中国の約14億の人口のうち、障害者は約8500万人、60歳以上の高齢者は約2億6000万人に及ぶ（2021年）。2012年、国务院の行政法規（国务院令第622号）として、バリアフリー環境構築条例（全6章35か条）が制定され、主に障害者を対象に、バリアフリーに対応した設備、情報アクセスの整備等に関する内容が規定された。2020年、バリアフリー整備に関する習近平国家主席の発言があった後、全国人民代表大会常務委員会の2022年立法計画において、法律としてのバリアフリー環境構築法の制定が明記された。同法は、2023年6月28日の同委員会会議で制定の後、同日公布、同年9月1日に施行された（中華人民共和国主席令第6号）。

本法は、全8章72か条から成る。以下、主な内容を紹介する。障害者、高齢者の社会生活の保障等のため、本法を制定する（第1条）。障害者、高齢者以外にも、バリアフリーを必要とする者は、バリアフリー環境による便益を得ることができる（第2条）。バリアフリー環境の構築は、高齢者に配慮した設備改修と合わせて行われなければならない（第4条）。緊急通報システム等においては、バリアフリー機能を段階的に整備しなければならない（第35条）。公共の文化サービスを担う図書館等は、障害者や高齢者の特徴とその必要に応じた情報、サービス等を提供しなければならない（第36条）。医療、社会保障、料金納付等に関わる公共サービスでは、有人対応等の旧来型サービス方式を残さなければならない（第39条）。国は、ユニバーサルデザインの理念を普及させ、国家規格等の体系を構築整備する（第51条）。県級以上の地方政府の関係部門は、第三者機関にバリアフリー環境構築状況の評価を委託し、その結果を公表する（第60条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4OGQ3NDMwYjAxODkwMTg0OTMzNzA5NDA%3D>



### 【台湾】原住民族健康法の制定

台湾の漢民族以外の先住民は「原住民族」と呼ばれ、16の原住民族が中央政府から認定されている。2021年の調査では、これらの原住民族の平均寿命は漢民族を含む台湾全体に比べて約7歳短く、その原因の一つとして、受けられる保健医療サービス等での格差の存在が指摘されていた。2005年公布の原住民族基本法第24条の原住民族の健康増進に係る規定、2007年の先住民族の権利に関する国際連合宣言等へのとおり、原住民族健康法が2023年5月26日に制定、同年6月21日に公布、施行された（総統令華総一義字第11200051191号）。

同法は全16か条から成る。原住民族の健康促進、原住民族を主体とする健康政策、原住民族の健康面での不平等解消のため、制定される（第1条）。中央レベルの主管機関は衛生福祉部（部は日本の省に相当）とし（第2条）、同部は、原住民族や関係機関の代表等を招へいし、原住民族の健康政策に係る助言、検討等を行う原住民族健康政策会を招集する（第4条）。衛生福祉部は、原住民族特有の健康問題に基づき、生活様式、環境、医療資源等の面について、原住民族の健康状況やニーズを定期的に調査・研究し（第6条）、原住民族の健康管理担当者の育成等を行い（第9条）、原住民族の居住地域における医療サービスや健康管理担当者確保のため、大学の関係学部等の募集定員に、原住民族枠を確保し（第10条）、健康管理に関連する大学等に対し、健康面での原住民族の文化保全に関する内容を授業等を含めるよう奨励する（第11条）。原住民族が居住する地域の公立の健康管理機関には、原住民族の言語に通じた健康管理担当者を優先的に配置しなければならない（第13条）。衛生福祉部は、原住民族の伝統的な医療保健知識の研究・普及を行う（第14条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0020228>

### 【オーストラリア】使用済石油系オイル等のリサイクル促進

豪州では、2001年1月から石油プロダクト・スチュワードシップ制度（Product Stewardship for Oil: PSO）が開始された。PSOは、石油系オイル（petroleum based oils. 潤滑油基油、エンジン・ギア・ベアリング等用潤滑油、グリース、油圧作動油、ブレーキオイル等）及び同等の合成油に対し課税（関税及び物品税）し、それを原資として使用済石油系オイル等のリサイクル業者に奨励金を支払う制度である。国内の使用済油の回収及びリサイクルを促進し、使用済油がもたらす環境リスクを低減することを目的としており、所定の高い基準を満たした再生製品には給付率が高く設定されている。PSOは、4年以上前から奨励金支払額が税収額を上回り、年平均3450万豪ドル（1豪ドルは約94.0円）の赤字となっていた。

2023年6月28日、PSOの赤字を解消するため、石油系オイル等に課される関税及び物品税の税率を引き上げるための2つの法律（「2023年関税率改正（PSO）法」及び「2023年物品税率改正（PSO）法」）が制定された（前者は一部を除き2023年7月1日施行、後者は同年7月1日施行）。これらにより、「1995年関税率法」附則第3～第15及び「1921年物品税率法」附則の税率表（項番15.1～15.4）にそれぞれ記載された石油系オイル等に課される税率を、1リットル又は1キログラム当たり0.085豪ドルから0.142豪ドルへと引き上げた。この措置により、2023-24年度から2026-27年度までの4年間で、約1億6100万豪ドルの税収増が見込まれている。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2023A00035>

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2023A00037>

### 【オーストラリア】高齢者ケア総括監察官法の制定

2018年10月8日、豪州の高齢者ケアサービスの質や同サービスの地域社会における需要等を調査し、改善点を勧告するため「高齢者ケアの質及び安全性に関する王立委員会（Royal Commission into Aged Care Quality and Safety）」が設立された。2021年3月1日、同委員会は最終報告書を公表し、高齢者ケア制度の問題点（予算不足、透明性の欠如、医療機関との連携不足、同制度におけるリーダーシップ及びガバナンスの不在等）を指摘すると共に、連邦政府に対して148の勧告を行った。この中の「勧告12」は、高齢者ケア制度の運営及びガバナンスを調査・監視・報告する独立機関として、高齢者ケア総括監察官（Inspector-General of Aged Care. 以下「監察官」）の設置を要求しており、同勧告を実施するため、2023年8月17日、「高齢者ケア総括監察官法」が制定された（同年10月16日施行）。主な内容は次のとおりである。

①監察官の任命・任期・地位の独立性：監察官は、総督により任命される（第31条）。任期は最長5年で、再任を含め合計10年を超えてはならない（第32条）。また、その職務の遂行、権限の行使において「完全な裁量権」を有し、いかなる者の指示も受けない（第11条）。

②監察官の職務：「1997年高齢者ケア法」ほか、高齢者ケア関連法の適用、同関連法に基づく権限の行使、義務の履行等やこれらに関する制度的問題点、王立委員会勧告の連邦政府による実施状況を監視及び調査し、主務大臣や連邦議会へ報告を行う（第10条）。

③監察官の権限：監察官の職務の遂行に関連する情報・文書・物品を有する者に対して通知を行い、それらを提出し又は出頭して質問に答えるよう要求することができる（第44条）。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2023A00055>

### 【フィリピン】農地改革受益者の債務負担を免除するための立法

現在、フィリピンの農地改革政策は、①1972年10月21日に制定された小作人解放令（P.D. 27）、②1988年6月10日に制定された1988年包括的農地改革法（R.A. 6657）、③2009年8月7日に制定された改正包括的農地改革法（R.A. 9700）に基づいて実施されている。これらの法律により、農地を与えられた農民又は農場労働者である農地改革受益者（Agrarian Reform Beneficiaries: ARBs）は、フィリピン土地銀行が定めた地価を30年以内に年6%の利息を加えた年分割払で弁済することが義務付けられている。このようなARBsの債務負担が免除され、それらを政府が負担することにより、ARBsの福祉の向上及び食糧の安定供給を実現することを目的に、2023年7月7日、全17か条から成る新農地解放法（New Agrarian Emancipation Act: R.A. 11953）が制定された（同月9日公布、同月24日施行）。

この法律は、ARBsの中で切実に財政的救済を必要とする61万54人について、その元本債務、575億5700万フィリピンペソ（1フィリピンペソは約2.6円）を免除の対象とする（第2条）。そのうち26万3622人のARBsの利息等を含む元本債務については、その詳細がフィリピン土地銀行により議会に提出されているため、この法律に基づき、全面的に免除される。残る34万6432人のARBsの元本債務については、当該ARBsの債務の詳細情報をフィリピン土地銀行及び農地改革省が議会に提出することにより免除の対象となる（同条）。債務の弁済を完了したARBsは、農業省及び政府系金融機関が実施する信用供与契約及び支援サービス等において優遇される（第6条）。また、ARBsに与えられた農地は、遺産税（死亡した者が残した遺産に対する課税）の対象となる資産から除外される（第7条）。 海外立法情報課・日野 智豪

・ <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2023/07jul/20230707-RA-11953-FRM.pdf>